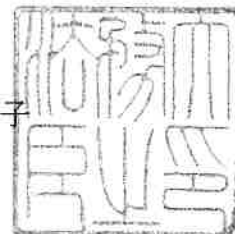


保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

中 崎 隆 様

法務大臣 上 川 陽 子



令和3年7月15日付け受付第095号で開示請求のあった保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示 ）
別紙のとおり

2 不開示とした部分とその理由
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的
司法試験関係業務のために利用する。

4 開示の実施の方法等
保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法により開示を実施します。

<実施の方法>写しの送付

* 担当課等 法務省大臣官房人事課司法試験予備試験係（TEL03-3580-4111 内線2138）

1. 受 験 者 I D : -
 2. 受 験 年 度 : 平成 15 年
 3. シ ス テ ム 区 分 : 旧司法試験
 4. 試 験 地 : 東京都・横浜市
 5. 受 験 番 号 : 05510
 6. 氏 名 : 中 崎 隆
 旧 氏 名 : -
 通 称 名 : -
 7. 性 別 : 男
 8. 生 年 月 日 : 昭和 年 月 日
 9. 本 籍 : 千葉県
 10. 職 業 : ████████████████████
 11. 大 学 名 : 東京大
 12. 学 部 : 法学部系
 13. 在 他 : 他
 14. 選 択 科 目 : -
 15. 住 民 票 コ ー ド : -
 16. 一 次 合 格 申 請 : 無
 17. 短 答 式 合 否 : 合格
 18. 短 答 式 合 計 点 : 57
 19. 短 答 式 成 績 : 34
 論 文 式 受 験 番 号 : 01135
 20. 論 文 式 合 否 : 合格
 21. 論 文 式 合 計 点 : 161.00
 22. 論 文 式 成 績 : 2
 23. 論 文 式 成 績 区 分 : A
 口 述 受 験 番 号 : 00220
 24. 口 述 合 否 : 合格
 25. 口 述 合 計 点 : 309
 26. 口 述 成 績 : 3
 27. 筆 記 受 験 区 分 : 無
 28. 短 答 式 科 目 別 得 点 : 憲 法 18 民 法 19 刑 法 20
 29. 論 文 式 科 目 別 成 績 区 分 : 憲 法 A 民 法 A 商 法 A 刑 法 A 民 訴 A 刑 訴 A

注 1 「-」は記録内容がないことを表す。

2 在卒区分の表記について

「在」は在学中を, 「他」は大学卒業・卒業見込み及び大学の学歴の無いものをそれぞれ意味する。

3 科目名の表記について () 内は略記)

民事訴訟法(民訴), 刑事訴訟法(刑訴), 国際公法(国公), 国際私法(国私), 刑事政策(刑政)

経済政策(経政), 社会政策(社政), 行政法(行政), 破産法(破産), 労働法(労働)

政治学(政治), 経済原論(経原), 財政学(財政), 会計学(会計), 心理学(心理)

4 「受験年度」, 「氏名」及び「生年月日」は, 不請求であっても年度及び本人特定のため表示する。